

日本のスポーツ組織における主体的ガバナンスの現状と課題

—ドイツの現状との比較を含めて—

笠野英弘（山梨学院大学）

2000年1月、小渕恵三内閣総理大臣に提出された「21世紀日本の構想」懇談会（座長：河合隼雄）の報告書の中には、「統治からガバナンス（協治）へ」と題して、次のように書かれている。「日本では長い間、『上から下へ』、あるいは『官から民へ』という官尊民卑型の統治のイメージが横溢してきた。しかし、…自発的な個人によって担われる多元的な社会で、自己責任で行動する個人とさまざまな主体が協同して、これまでとは異なる『公』を創出していくような『ガバナンス』はイメージから遠かった」。また、早稲田大学第14代総長で法学者の奥島（2011）は、「組織・団体と言われるものを、自主・自律、自分で判断し自分で規律することのできるような団体らしい団体として運営していくためにはガバナンスが必要である」という。このように、「ガバナンス」は、主体性、自発性、自主性、自律性などが含意されている概念として捉えられる。にもかかわらず、本シンポジウムのテーマに「『主体的』ガバナンス」と掲げているのは、スポーツ組織の主体性を強調したいからにはほかならない。すなわち、我が国のスポーツ団体ガバナンスコードの策定にみられるように、スポーツ界の様々な不祥事に対して、スポーツ庁（官）がいわば上から下へと、民間スポーツ組織（民）が受身的に統治される現状とその課題が問われている。

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>では、統括団体（JSPO、JOC、JPSA）が中央競技団体（NF）に対してコードへの適合性審査を4年ごとに実施するとともに、その結果に基づき、スポーツ庁が必要に応じて改善を求めることとしている。佐伯（2015）は、ドーピングを事例に、「厳格な監視・管理の規則化は、アスリートのプライバシーを侵害するだけでなく、アスリートがドーピング疑惑を避けるために過剰に薬物使用を避け、日常的な疾病の初期治療が遅れがちになるという問題を生み出している。競技における公正と平等の確保と並んで、アスリートの健康保護をその重要な目的の1つ、また検査理由の1つに掲げるドーピングコントロールが、むしろアスリートの健康保護に対してネガティブに作用するという自己矛盾の事態になっているのである。これに示されるように、現代スポーツの組織では、厳罰・規則主義的ガバナンスが表面的な機能とは裏腹に、自家撞着（自分で自分の言行に反することをすること）を呈する状況となっている」と指摘する。また、4世紀～18世紀のスポーツ禁止令にみられるように、時の統治者の思惑に反してむしろスポーツの発展はとまらなかった。そこで、今こそ近代英国のパブリック・スクールで行われたプレイ欲求からの自発的・主体的な自己規律化（近代スポーツの非暴力化・ルール化）を参考にし、スポーツ愛好者の自発的・主体的な自己規律化が求められるのではないだろうか。そして、この愛好者の主体性こそがスポーツ組織の主体性になり得るのではないだろうか。

本発表では、スポーツ組織の主体性をスポーツ愛好者との関係から論じるとともに、直近のドイツにおける調査結果を紹介しながら日本のスポーツ組織の現状と課題を示したい。

英国におけるスポーツ組織のガバナンス改革とその「受容」 ——中央競技団体による取り組みに着目して——

金子 史弥（立命館大学）

近年の日本におけるスポーツ組織のガバナンス改革をめぐる動きの中で、英国の事例は政策立案者、研究者によってひとつの「参照軸」として位置づけられてきた。特に「スポーツ団体ガバナンスコード」の策定をめぐるのは、英国のスポーツ政策を担当する政府系機関である UK スポーツ (UK Sport) およびスポーツ・イングランド (Sport England) が 2016 年 10 月に策定した「スポーツ・ガバナンスに関するコード (A Code for Sports Governance)」が、参考指針のひとつとして取り上げられた。

このようにスポーツ組織のガバナンス改革において「先進国」のひとつとして考えられている英国ではあるが、その取り組みは、「現代化 (modernisation)」と呼ばれる当時の労働党政権のもとで実施された行政改革と並行して、2000 年代初頭から進められたものであった。また、2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピックの開催が、こうした改革を加速させたという指摘も存在する。さらに、政府系機関である UK スポーツ、スポーツ・イングランドだけでなく、同国における民間スポーツ組織の傘団体である「スポーツ・レクリエーション連合 (Sport and Recreation Alliance)」もまた、2011 年に「スポーツ・レクリエーションセクターにおけるグッドガバナンスに関するボランタリーコード (Voluntary Code of Good Governance for the Sport and Recreation Sector)」を策定している。このボランタリーコードは 2014 年に改定された後、2017 年 5 月に公表された「スポーツ・レクリエーションにおけるグッドガバナンスに関する指針 (Principle of Good Governance for Sport and Recreation)」へと形を変えて今もなお存続している。こうしてみると、英国におけるスポーツ組織のガバナンス改革は、「官」の側からだけでなく「民」の側からの自発的な動きを含めて、また、オリンピック・パラリンピック大会の<レガシー>として進められてきたと言えよう。こうした状況を正しく理解するためには、英国のスポーツ行政の歴史的変遷や制度的構造の特徴について考慮するとともに、コードを「受容」する側の声に耳を傾ける必要がある。

そこで本報告では、まず、英国のスポーツ行政の歴史的変遷と制度的構造について説明した上で、2000 年代以降のスポーツ組織のガバナンス改革の動きについて整理する。次に、UK スポーツ／スポーツ・イングランドとスポーツ・レクリエーション連合によって策定されたガバナンスコードの内容について概観する。最後に、報告者が 2017 年 6 月から 2018 年 2 月にかけて実施した複数の中央競技団体 (National Governing Bodies of Sport) の事務局長 (もしくは理事) に対する半構造化インタビュー調査の成果をもとに、民間スポーツ組織におけるガバナンス改革の状況やコードに対する「反応」について考察する。この作業を通じて、英国および日本における民間スポーツ組織のガバナンスのあり方 (特にその「自律性」と「自立性」) について考えてみたい。

ドイツにおける結社の歴史的意味 — 「社会的 (sozial) なもの」に着目して—

有賀郁敏 (立命館大学)

「ポスト東京 2020」を見据えた我が国におけるスポーツの組織的統括性とその発展を支えるガバナンスをどのように主体的に形成していくべきかを議論する本シンポジウムのテーマの一つとして、「ドイツにおけるスポーツ組織の主体的ガバナンスの歴史的形成過程」が掲げられた。シンポジウムにおける本テーマの根拠づけは筆者の能力の範囲を超えるが、テーマそのものに限ってみても「主体的ガバナンス」の理解、それが歴史の舞台上で果たした役割や機能の評価は簡単なことではない。このことを念頭に、本報告ではひとまず「社会的 (あるいは「社会的なもの」) という補助線を引き、ドイツにおける結社の歴史的な意味について考えてみたい。

「社会的」(「社会的なもの」)の理解

「ドイツ連邦共和国は民主的かつ社会的な連邦国家である」とするドイツ基本法の条文は「社会国家」(Sozialstaat)たるドイツの法制度的表現である。「社会的 (sozial)」とは、人間としての最低限の生活の保障をはじめ各種社会保険、雇用・教育の保障、格差是正という市民的自由権に社会権を加味したカテゴリーであり、歴史的には市場をはじめ国家から相対的に自立した市民社会の誕生を契機に、19世紀後半以降の社会国家化の過程で注目されてきた問題解決的シエマである。すなわち、ヨーロッパでは工業化・都市化・人口増加等にもない、貧困、失業、福祉、健康、教育、治安等まつわる「社会問題」が発見され、その解決策ともリンクした「社会的なもの」が、しばしば社会 (民主主義にも通じる連帯、平等の理念と結びつき影響力を広げていった。価値判断論争においてヴェーバーが厳しく批判した講壇社会主義者の社会政策 (学) はいうまでもなく、デュルケームの「社会分業論」にしても、近代化の中で生じたアノミーを克服すべき伝統的共同体とは異なった「社会的なもの」に対する評価がある。

こうして「社会的なもの」は脱宗教的な歴史過程で生じる「社会問題」の解決に向けて人びとを束ねる新たな秩序原理となったが、歴史的に見れば「排除の機制」をともなってもいた点も見過ごしてはならない。例えばナショナリズムの時代にあつて社会国家は「国民・社会国家」となり、国民の囲い込みに向けて「社会問題」は国民形成の手段と化していく。この局面で国民国家の内部にも「内なる境界」が築かれ、「社会的なもの」は国家的秩序形成の「共犯者」となり階級闘争も抑制されていく。加えて人種、ジェンダー、障がい者等の排除が優生学等の「科学」によって正当化され、人間＝国民としての価値序列が確定し強化されてゆくのであり、普遍的であるはずの連帯や平等の理念が、正統なネイションというフィルターで濾過された意味に再定義されるのである。もっとも「社会的なもの」がナショナリズムに収斂するわけではない。「社会的なもの」が個人と個人の連帯と平等の理念を手掛かりに国家的な秩序形成と対峙した対抗的ムーブメントのうねりを創出することもあり、歴史的評価においては複眼的な視座が要請される。

このような状況は結社の役割や機能を歴史的に考察するうえで示唆的である。排除の機制の是非に限ってみても、それが結社における「主体的ガバナンス」の有無によって一様に決まるわけではなく、ましてや官と民という主体や国家と市民社会という領域の差異をもって峻別できるものではない。また、公共圏は複層的であり、ある公共圏の中から対抗的公共圏が生まれてくる事態も歴史が証明している。ここでは19世紀の市民的結社・協会運動から見えてくるものの中から、以下の3点を垣間見ておこう。

市民的結社の性格と機能

第1に結社における自由 (自主性) と平等性についてである。黎明期の協会運動は、一方で前近代的な職能団体の解体過程に照応した「自由と平等」の実質を社会に根づかせるための私人たちの結合という側面をもつとともに、他方で連帯の理念に依拠した民衆の相互扶助、あるいは「民主主義の学校」という機能を併せ持っていた。例えば編歴職人に対する身分証明書による入会金減免措置・互酬的關係、普通選挙制度が確立されていない中での一人一票制の原則は会員間の平等性を物語るものであり、公権力も切り崩すことができなかった名誉裁判は会員間の争いごとを自主的に解決する協会独自の手段であつた。しばしばトゥルネン協会内に設けられた自由消防団は都市行政にも深く関与し社会参加の側面だが、消火・救援にともなうケガや疾病対応としての傷害救済金庫の創設にしても協会の自主性と会員相互の平等性を土台にした制度である。

第2に結社における倫理的な秩序形成についてである。大衆貧困は (国家) 行政にとっても看過しえない社会問題だが、「自由な結社は国民と国家の活動と陶冶、福祉の新鮮な源泉であり、国家の制度と目標を国民の自由な生活と結びつける。最下層身分の粗野な人々を陶冶し、倫理的に教化する力をもっている」というヴェルカーの主張からは、結社の自由な活動を通じて大衆の中に公共心を涵養することの意義が読み取れる。また、協会でなされる名誉裁判は名誉を通じた会員の規範的な統合と規律を重視した市民的陶冶の場でもあり、協会の自主消防団にしても消火・救援活動が人命にもかかわる事柄であるがゆえに、都市における究極的な秩序形成の手段であつて、規律と命令が支配する品行方正な態度が形成される場であつた。市民的結社は、ゲマインデという伝統的な安全システムでは提供しえない社会的安定を会員に保障する新しい連帯の形態といえるのである。

第3に結社における排除の機制と対抗的ムーブメントについてである。結社の倫理的な秩序形成の中で浮き彫りとなった独特な様式が会員をふるいにかけるのであり、加えて結社の政治的「中立」という原理原則が組織内の最適化を促すために、特定の階層や思想を結社の外部へ放逐するようになる。例えば19世紀後半の労働者トゥルネン・スポーツ運動は市民的結社の排除に対抗して独自の結社を結成するが、そこでは会員同士の共同性、相互連帯、社会的承認といった従前の理念に加え、働く青少年の経済的苦境を直視し、長時間労働、低賃金の是正といった新しい社会運動を通じて公共圏の新機軸が生み出されるのである。もっとも、この運動の中にすらジェンダー、民族等の排除の機制に対峙した新しい協会運動のうねりが潜んでいたことも忘れてはならない。